

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

宮城県黒川郡富谷町

### 2 構造改革特別区域の名称

富谷町待機児童対策臨時的任用職員(保育士)の任用期間の延長特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

宮城県黒川郡富谷町の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 自然的特性

富谷町は宮城県中央部に位置し、昭和 38 年に町制を施行、総面積は 49.13 km<sup>2</sup>、人口は 47,924 人（平成 22 年 12 月末日現在）で、町としては県内一の人口を有している。また、政令指定都市仙台市の北部に隣接し、仙台市中心部より北へ約 18km と地の利を生かし、ここ数年間は年間 1,000 人ほど人口が増加している。

本町のほとんどは丘陵地帯で、南北に国道 4 号線と東北自動車道が通り、昨春には仙台北部道路と東北自動車道が富谷ジャンクションで連結された。これにより仙台港、仙台空港へのアクセスの整備も進み、近隣町村で稼働を開始している大手自動車工場の仙台港までの輸送の時間短縮や、利便性を生かした本町への企業の立地促進が期待される。

#### (2) 経済的特性

産業構造の変化の中で、自動車専用道を中心とした幹線交通網が整備されたことにより、本町就労人口の多数が通勤する仙台市へのアクセスが良く、仙台市と比較して地価が安価なところから団地開発が進み、団地人口が増加している。これにより核家族化や少子化、都市化の進展が著しいのが特徴である。また、仙台市への通勤者割合は非常に高いものがあるが、近隣町村へ相次いで大企業の工場が進出したため、通勤方面も仙台市への一極集中から多方面に分散する傾向にある。本町においては工業団地の造成により、今後工業の占める割合の拡大が予想されるが、現在の産業別就業者数は、第 3 次産業就業率が非常に高い町となっている。

本町は、町民サービスの向上と効率的な行財政運営を目指し、行政組織機構改革や給与構造、事務事業の見直しを行なうなど積極的な行財政改革を進めており、平成 20 年度の実質公債費比率は 2.1%と宮城県内で最も低く安定した財政内容となっている。しかし、人口増加を背景に行政需要は増大するとともに、多様化・高度化しており、既に整備している教育、生活などの社会資本の維持補修等の経常的経費が増大している。

#### (3) 保育施策の現状と課題

本町では、前述したとおり今なお年間 1,000 人ほど人口が増加している。こうした人口

の増加を背景に、核家族の共働き世帯も増え、保育需要も年を追うごとに増加傾向にあり、待機児童数も年々増え続けていることから、保育所整備はもとより、延長保育・一時預かり保育サービスや家庭的保育事業への期待も高く、一層の機能強化・拡充を求められている。

また、保育所保育指針では小学校との連携強化や地域の子育て拠点としての保育所の機能強化等が位置づけられているところであるが、人口の増加に伴い、実年齢に比べて発達年齢が低い、いわゆる「気になる子」、「落ち着きのない子」、「自閉症の子」、「発達障がいの子」の保育所入所も増加している。そのため、集団生活に適応できる保育を実施するため保育士を加配して、就学の際には児童の状況等について小学校との連携も強化している。

そうしたなか、待機児童対策として、平成 19 年度に町内初の私立認可保育所を開園、平成 22 年度には 2 箇所目となる私立認可保育所を開園したが、待機児童減少の決定打には至っていない。

本町では、現在 4 箇所の公立保育所と 2 箇所の私立認可保育所で保育を行っているが、公立保育所では、合わせて毎年 25 名前後の臨時的任用職員を採用しており、ここ数年正規職員の保育士を採用しているものの、保育士のうち臨時的任用職員の占める割合・役割は大きいところがある。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

本町では、核家族の共働き世帯が年々増加しており、さらに祖父母が近隣に居住していない世帯も多く、祖父母に孫の保育をお願いするのも困難で、日中保育に欠ける世帯が増加している。平成 17 年 4 月の公立保育所への入所児童数は 338 名であったが、私立認可保育所 2 箇所を新設した平成 22 年 4 月の公立・私立保育所への入所児童数は 467 名へと増加し、平成 23 年 4 月には 600 名前後の入所が予想されている。また、待機児童も増加しており、平成 22 年 4 月で 48 名、平成 23 年 4 月も同程度の待機児童数が予測されている。

現在、保育所の定員増は私立認可保育所でまかなっているが、老朽化が進む公立保育所の移転に伴い定員を増員する計画がある。さらに、認定子ども園の開設に向けた協議・検討を行う予定もあるが、これに併せて保育士数のスリム化が予見されるなど、行財政改革の観点からも、公立保育所の保育士については、当分の間、臨時的任用職員に頼らざるを得ない状況にある。

しかし、毎年 25 名前後の臨時的任用職員の採用は、資格職であるがため非常に困難を極めており、可能な方には保育所入所を 5 月まで待っていただく場合もあるほどである。

こうしたなか、本特例を活用することにより、臨時的任用職員の任期の延長が可能となることで、保育士の確保が容易となり、スムーズな年度移行が期待されるなど、多様化する保育ニーズへの対応とともに、安心してお子さんをお預かりする環境を整備し、子育てに対する不安の軽減を図ることに繋がると考えられる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

待機児童の多い本町において充実した保育を図るには、構造改革特別区域計画を活用した臨時的任用職員の安定的な確保により安心安全な保育所運営を進める必要がある。さら

に、きめ細やかな保育のため「富谷町次世代育成支援行動計画(後期計画)」の基本理念「「子どもの笑顔が輝く あったかい富谷」をめざして」の、さらなる推進と、“安心して子育てのできる環境の充実したまち”の実現のため次の目標を掲げる。

- ① 公立保育所に保育士資格を有する臨時的任用職員を効率的に配置し、保育内容の質的充実を図り、待機児童ゼロを目指す。
- ② 保育に欠ける家庭でも安心してわが子を預けられる、第2の家のような保育環境をつくり、子育ての不安・負担の軽減を図りながら円滑な保育の実施を目指す。
- ③ 保育士の安定的な確保により、幼稚園・保育所を交え、幼保一元へ向けての、現実的で地域に即した準備・検討を可能とする。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の認定により、臨時的任用職員の確保がこれまでと比較して容易となり、優秀な臨時的任用職員を安定して継続雇用できることとなれば保育内容の質の充実は更に向上する。そして、より良い環境で、すくすくと育った子どもたちが将来、より良い富谷町をつくり、担って行くことが期待される。

また、子どもを安心して育て、預けられる環境を整備することは、全国的な問題でもある少子化対策となるとともに、女性の社会参加を促進し、男女共同参画社会の推進にも寄与でき、雇用機会の創出等にも繋がるものである。

## 8 特定事業の名称

地方公務員の臨時的任用職員の任用期間の延長

## 9 構造改革特別区域において実施し、又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

富谷町では、担当部局や関係機関等と連携し、次世代育成支援行動計画(後期計画)を踏まえ、多様化する子育て支援ニーズに対応しつつ、保育士の安定確保が困難な状況を打開し、待機児童ゼロを目指して次のような事業を展開することとしている。

《延長保育・一時預かり事業》

- ①多様な保育ニーズに対応した延長保育の実施
- ②一時保育実施による乳幼児福祉の推進

《家庭的保育事業》

- ①家庭的保育事業(保育ママ)制度の実施
- ②連携保育所へ家庭的保育事業支援者(保育士)の配置

《育児に関する経済的支援》

- ①認可外保育施設に通園する児童保護者への保育料助成
- ②乳幼児医療の助成制度の充実

《幼保一元化の検討》

- ①幼保一元に向けた検討の開始

別紙 構造改革特別区域において実施し、又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、  
実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

(別紙)

- 1 特定事業の名称  
地方公務員に係る臨時的任用事業（４０９）
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者  
宮城県黒川郡富谷町
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日  
構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

富谷町が町内公立保育所において任用している臨時的任用保育士について、その職務の遂行に必要な資格要件を満たす者の確保が困難であるとき、最大１年間の雇用期間に特例を設け、採用の日から３年を超えない期間内に限り、６月を超えない期間で更新することができるようにするものである。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 構造改革特別区域法第 24 条第 1 項第 1 号に掲げる要件に該当すると判断した根拠（1 号要件）

本町では、人口増に伴い待機児童も急増しており、公立保育所では常時弾力的運用を利用した児童数が入所している現状である。また、近年障がいを持った児童の入所も増加傾向にあり、業務量は質・量とも年々増加している。さらに、保護者の勤務形態の多様化で延長保育の需用も高まっており、任期付短時間職員では保育所において勤務時間の調整が難しく、シフトにより長時間勤務可能な臨時的任用職員である保育士に係る役割は非常に大きいものがある。このような状況は近隣市町村についても同様で、毎年多数の臨時的任用職員の保育士を採用する仙台市に応募が集中し、任用満了時に必要な数の後任保育士を確保することは困難であり、任期の特例が必要と考える。

また、既存の公立保育所と、隣接する民間幼稚園を統合し、認定子ども園の開設に向けた協議・検討を行う予定もある。これに併せて保育士数のスリム化が予見されるなど、行財政改革に資するよう公立保育所の保育士については、臨時的任用職員を活用している。

(2) 構造改革特別区域法第 24 条第 6 項に基づく必要な措置の内容

ア 今回の特例に係る適正な定数管理及び職員数の公表

特例による臨時的任用職員数については、人事行政の運営等の状況の公表に併せて広報誌及びホームページに掲載して公表する。

イ 資格要件の制定

特例による臨時的任用職員を任用する場合は職の資格要件を定めることとする。

ウ 特例により臨時的任用された職員の分限に関する規定の制定

特例による臨時的任用職員については、任用期間が延長されることに伴い、身分保障の見地から、通常の臨時的任用の期間を超えたときから適用可能なものとする分限条例の規定を定めることとする。

## 6 その他

特例による臨時的任用職員の採用にあつては、現に任用する者の後任を確保できない場合に限り、必要な範囲内で特例を活用するものとする。